

第16回高知県新型コロナウイルス感染症対策本部会議

1 日 時 令和2年12月14日（月） 16:30～

2 場 所 県庁本庁舎2階 第2応接室

3 議 題

- (1) 県内の感染状況について（健康政策部）
- (2) 飲食店等への営業時間短縮の協力要請について（危機管理部）
- (3) 「高知県営業時間短縮要請協力金」について（商工労働部）
- (4) 各部の報告事項について（関係部のみ）
- (5) 知事からの指示事項（知事）
- (6) 県民の皆さまへのメッセージ（知事）

新型コロナウイルス感染症の 最近の患者発生状況

11/24～11/30 ⇒ 4名



23.5倍

12/1～12/7 ⇒ 94名



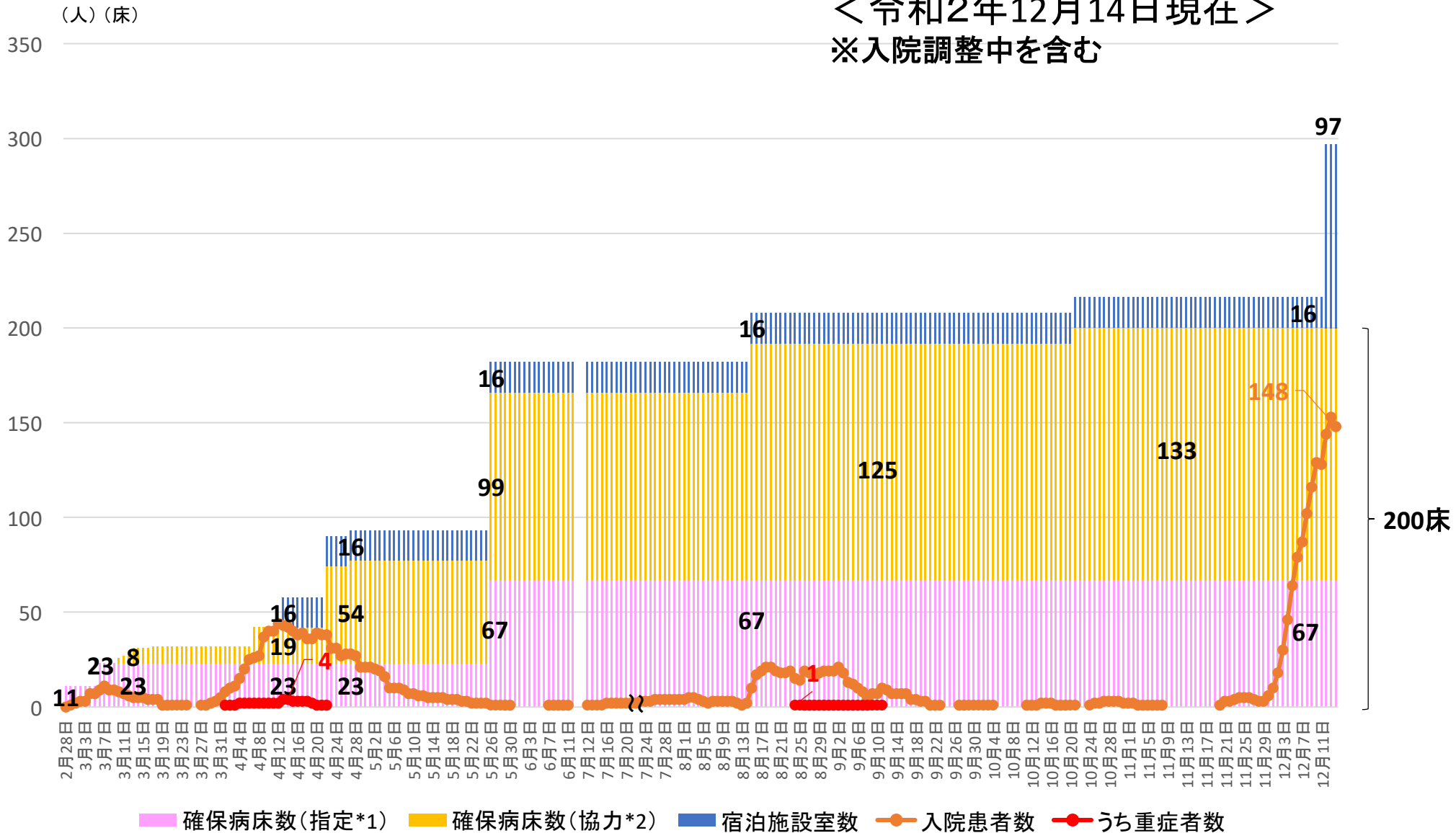
1.3倍

12/8～12/14 ⇒ 122名

入院患者数と確保病床数の推移(宿泊療養含む)

＜令和2年12月14日現在＞

※入院調整中を含む



(*1: 感染症指定医療機関, *2: 入院協力医療機関)

高知県の新型コロナウイルス感染症の対応目安

判断指標		県の状況（12月14日現在）	
		対判断指標	総合判断
①全療養者数	特別警戒（赤）：105人以上 非常事態（紫）：175人以上	148 人	特別警戒
②最大確保病床の占有率（200床）	感染観察（緑）：10%未満 注意（黄）：10%未満 警戒（オレンジ）：10%以上 特別警戒（赤）：20%以上 非常事態（紫）：50%以上	64.0% (128/200)	
③直近7日間の新規感染者数	感染観察（緑）：0～3人 注意（黄）：4人以上 警戒（オレンジ）：14人以上 特別警戒（赤）：105人以上 非常事態（紫）：175人以上	12/8～12/14 全数:122人 (うち感染経路不明数:69人)	
④直近1週間と先週1週間の新規感染者数の比較	特別警戒（赤） ：直近1週間が先週1週間より多い 非常事態（紫） ：直近1週間が先週1週間より多い	12/1～12/7：94人 12/8～12/14：122人	
⑤感染経路不明割合（直近7日間）	特別警戒（赤）：50% 非常事態（紫）：50%	12/8～12/14:56.5% (69/122)	
⑥PCR陽性率（直近7日間）	特別警戒（赤）：10% 非常事態（紫）：10%	12/7～12/13 9.8% (124/1265) (衛生環境研究所以外の検査を含む)	

高知県における新型コロナウイルス感染症対応の目安 (令和2年12月14日時点)

判断指標 ※1	ステージ	感染観察 (緑)	注意 (黄)	警戒 (オレンジ)	特別警戒 (赤)	非常事態 (紫)
	直近7日間の新規感染者数	0～3人	4人以上	14人以上	105人以上	175人以上
	最大確保病床の占有率	10%未満		10%以上	20%以上	50%以上
対応方針	共通事項	<ul style="list-style-type: none"> □ 「新しい生活様式」等の実践 (例) ・身体的距離 (1～2m) の確保 ・マスクの着用 ・手洗いや手指消毒 ・咳エチケット ・こまめに換気 ・公共交通機関では会話は控えめに ・食事は大皿は避けて料理は個々に ・大声での会話や「献杯・返杯」は避けて ・テレワークやローテーション勤務 ・オンライン会議の推奨 □ 各店舗における適切な感染対策の徹底 				
	国の分科会のステージ区分	Ⅰ 散発的発生		Ⅱ 漸増	Ⅲ 急増	Ⅳ 爆発的拡大
	外出	「3密」の徹底回避		ガイドラインが遵守されていない酒類を提供する飲食店への外出自粛の検討・実施	夜間や酒類を提供する飲食店への外出自粛の検討・実施	昼夜を問わない不要不急の外出自粛の検討・実施
	休業等の要請	—	—	—	一定の業種 ※2 の休業、営業時間短縮の要請の検討・実施	
	会食	(共通事項に留意)	可能な範囲で規模縮小・時間短縮を	小規模グループかつ短時間で	家族以外での会食を控える	
	イベント等	(国の基本的対処方針、ガイドライン等に基づき対応)			開催・参加の再検討	開催・参加自粛
	県立学校	各福祉保健所管内の感染状況等を踏まえて判断 ※3				
	県立施設		開館		屋内施設の休館を検討	休館
	他県との往来	全国の感染状況と感染拡大のリスク等を踏まえて判断				

※1 判断指標については、①全療養者数 (特別警戒：105人以上)、②最大確保病床の占有率、③直近7日間の新規感染者数、④直近1週間と先週1週間の新規感染者数の比較、⑤感染経路不明割合 (特別警戒：50%)、⑥PCR陽性率 (特別警戒：10%以上) の6つの指標をもとにして、ステージを総合的に判断する。また、患者の発生が一部の地域に限定される場合は、当該地域のみを「注意」「警戒」とするなど、地域の実情に応じて柔軟に判断することがある。

※2 休業等を要請する「一定の業種」については、県内の感染事例や国の基本的対処方針等を考慮して決定するものとする。

※3 県立学校については、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に基づき、福祉保健所管内の感染状況等を踏まえた県教育委員会独自の基準に基づき、休業等を判断するものとする。

県内発生事例(145例目～357例目)の大まかな傾向と必要な対策

- ◆11月21日から12月13日までに高知県内で判明した新型コロナウイルス感染症の患者(213名)について大まかな傾向を分析
- ◆各事例のキーワードから大まかな傾向を把握し、各々に対する対策を検証

大まかな傾向(キーワード)		必要な対策
職場	25件程度	• 手洗い・咳エチケットの徹底 • 3密(密閉・密集・密接)の回避
家庭	45件程度	
他県との往来	5件程度	
感染経路不明	105件程度	
飲食・長時間の会話	45件程度	• 会食は小規模グループかつ短時間で
カラオケ・バー等	20件程度	

(注) 大まかな傾向(キーワード)については、必ずしもその場において感染が成立したことを確定するものではない。重複計上のため、合計は患者数と合致しない。

高知県におけるこれまでの流行と年齢の分布

(令和2年12月14日時点)

		全国第1波	全国第2波	全国第3波
期間		2/29~4/29	7/13~10/28	11/21~(12/14)
人数 (事例番号)		74人 (1例目~74例目)	70人 (75例目~144例目)	224人 (145例目~368例目)
年代別	10歳未満	4	8	2
	10歳代	2	0	5
	20歳代	7	7	31
	30歳代	8	15	42
	40歳代	12	19	44
	50歳代	14	7	37
	60歳代	13	7	31
	70歳代	8(2)【1】	4(1)【1】	25
	80歳代	4(2)【2】	3	4(1)
90歳以上	2	0	3	

※ () は重症者数 【 】 は死亡者数

県民・事業者の皆さまへのお願い

12月9日のお願い（12月30日まで延長）

○県民の皆さまへ

1 外出について

- （1）飲食店を利用する際は、「新型コロナウイルス 対策の実施中」を示すポスターの掲示を目安に、ガイドラインを遵守しているお店を選んでください。
- （2）「ガイドラインが遵守されていない」酒類を提供する飲食店の利用は、控えるようお願いします。
- （3）特に、高齢者や基礎疾患のある方など、重症化のリスクの高い方は、「酒類を提供する飲食店」への外出を控えるようお願いします。

2 会食について

- （1）人数は「4人以下のグループ」で、時間は「2時間以内」にしてくださいようお願いします。

3 基本的な感染防止策の徹底について

○事業者の皆さまへ

- （1）ガイドライン等に基づく感染防止対策がきちんと行われているか、改めて確認してください。
- （2）特に、酒類を提供する飲食店の皆さまは、ガイドラインの遵守をお願いします。
- （3）感染防止対策が不十分な場合には、対策の徹底をお願いします。

12月14日のお願い（期間：12月16日～30日（15日間） 対象地域：県内全域）

○営業時間短縮の協力要請

- ・休業時間 **午後8時～翌午前5時は休業**
- ・対象施設 ① **飲食店** 例) キャバレー、ナイトクラブ、スナック、バー、パブ、料理店、喫茶店、居酒屋など（宅配・テイクアウトを除く）
② **旅館、ホテル**（施設内の宴会場など、**飲食提供の場**に限る）
③ **カラオケボックス、ライブハウス**

高知県営業時間短縮要請協力金の概要（案）

○高知県内において、新型コロナウイルスの感染が急拡大していることから、
12月16日から12月30日までの間、下記Ⅰの施設を運営する事業者に対して営業時間の短縮を要請
⇒ 協力をいただける事業者には、下記Ⅱ協力金を支給

Ⅰ 事業者への営業時間短縮の要請

要請期間：12月16日～12月30日（対象地域：県内全域）

営業時間短縮*の要請の対象施設 （※ 前回（4/24～5/6）と同じ）

*休業時間 午後8時～翌午前5時は休業

① 飲食店

例) キャバレー、ナイトクラブ、スナック、バー、パブ、
料理店、喫茶店、居酒屋など（宅配・テイクアウトを除く）

② 旅館、ホテル（施設内の宴会場など、飲食提供の場に限る）

③ カラオケボックス、ライブハウス

※なお、感染防止のため①～③の施設で休業する場合も対象となります。

Ⅱ 高知県営業時間短縮要請協力金

1. 支給対象事業者及び支給額

左記の施設を運営する事業者のうち、業種毎の感染拡大予防ガイドラインを遵守し、

要請期間中（令和2年12月16日から12月30日まで）に、営業時間短縮等に協力をいただける事業者

1 事業者あたり最大30万円（1日あたり2万円）

※事業者からの申請に基づき、県が支給

2. 予算額

11.3億円（事務費含む）

※予備費及び既計上予算等の執行残額を活用

3. 支給スケジュール等

① 電話相談窓口の設置 12/15

【窓口：TEL088-823-9809 受付時間9:00～17:00】

② 申請受付開始 12/21（予定）

③ 協力金の支給開始 1月初旬から（できる限り速やかに）

④ 申請受付終了 令和3年2月1日（消印有効）